

## **自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書**

**入札日時 令和 8 年 2 月 16 日（月） 午前 10 時 30 分**

**入札場所 小田原市生涯学習センタ一本館**

**令和 7 年 12 月**

**小田原市役所文化部生涯学習課**

## 目 次

自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書	2
入札参加申込書（様式1）	14
誓約書（様式2）	16
小田原市暴力団排除条例にかかる誓約書（様式3）	17
入札書（様式4）	18
委任状（様式5）	19
自動販売機設置場所の貸付に係る仕様書	20
公有財産賃貸借契約書（様式6）	27

# 自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書

## 1 貸付物件

物件番号	名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
生1	小田原市生涯学習センター本館	小田原市荻窪300番地	建物西面 北側	2. 0 m <sup>2</sup>	1台
生2	小田原市生涯学習センター本館	小田原市荻窪300番地	建物2階(ホワイエ)	1. 8 m <sup>2</sup>	1台
生3	小田原市郷土文化館分館松永記念館	小田原市板橋946番地5	駐車場 通路部分	1. 5 m <sup>2</sup>	1台
生4	小田原市尊徳記念館	小田原市栢山2065番地の1	建物1階	1. 5 m <sup>2</sup>	1台

※詳細な場所は「14 設置位置図」のとおり

## 2 貸付期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（3年間）

## 3 契約上の主な条件

### (1) 契約の内容

本件の貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付となります。

### (2) 貸付料

貸付期間中の貸付料総額は、[落札額(月額) × 1.10(消費税) × 36か月]により算出した額とし、小田原市が発行する納入通知書により、各年度の貸付料を、次の日までに納付していただきます。

○令和8年度分貸付料(令和8年4月～令和9年3月分) ・・・ 令和8年4月30日

○令和9年度分貸付料(令和9年4月～令和10年3月分) ・・・ 令和9年4月30日

○令和10年度分貸付料(令和10年4月～令和11年3月分) ・・・ 令和10年5月1日

### (3) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の仕様の詳細については、別記の【仕様書】をご参照ください。

### (4) 設置条件

① 自動販売機の設置にあたっては、令和8年4月15日(水)午前8時までに使

用可能な状態になるよう作業していただきます。なお、設置作業は小田原市の指示に従って行うこととします。

- ② 設置にあたっては、日本工業規格の据付基準や日本自動販売機工業会の自販機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止等の安全確保に努めることとし、また、設置方法は施設の躯体に負担がかからない方法によるものとしてください。
- ③ 物件番号生1、物件番号生2及び物件番号生4にかかる電気料金は設置者の負担とし、設置者は電気料金を計測する子メーターを設置し、それによる実費を小田原市が発行する納入通知書により、指定する納期限までに納付してください。
- ④ 物件番号生3については、既設の電気供給設備（配線及びコンセント盤等）を無償で使用することができます。**ただし、電柱からの引込、既設配線への接続及び電気量メーターの設置にかかる工事費等並びに電気供給契約にかかる電気料金を含む諸経費については、全て設置者の負担とする。**
- ⑤ 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（電力使用量を計測するための子メーター設置費用を含みます。）及び維持管理等にかかる一切の費用は設置者において負担することとします。
- ⑥ 本件賃貸借に係る物件番号ごとの自動販売機の売上状況について、毎年2月10日までに前年4月1日から1月31日までの各月の売上状況（月別販売数及び売上金額をいう。以下同じ。）を、毎年4月30日までに前年4月1日から3月31日までの売上状況を報告してください。  
また、小田原市が問い合わせた場合には、物件番号ごとの指定期間の売上状況を報告してください。
- ⑦ 販売する清涼飲料水の一本あたりの価格については、市場から逸脱しない範囲で販売してください。

#### （5）維持管理

- ① 商品の補充、金銭管理などの維持管理については、設置者が責任をもって行うこととします。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルすることとします。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこととします。
- ④ 自動販売機の設置に伴う事故、盗難事故及び破損事故に関しては、小田原市の責によることが明らかな場合を除き、小田原市は一切の責を負いません。また、設置者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧してください。
- ⑤ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置者の責任に

おいて対応することとします。

(6) その他

設置者は、契約期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、小田原市が指定する日までに速やかに原状回復することとします。なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を小田原市に請求することは出来ません。

**4 日 程**

項目	日 程
入札申込期間	令和 7 年 1 月 25 日 (木) から令和 8 年 1 月 28 日 (水) まで
入札日時・場所	令和 8 年 2 月 16 日 (月) 午前 10 時 30 分から 小田原市生涯学習センター本館 4 階 第 4 会議室
契約の締結期限	令和 8 年 2 月 20 日 (金)

**5 入札参加資格**

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 引き続き 1 年以上、自動販売機の設置事業を営んでいること（小田原市において、自動販売機の設置に関する行政財産の目的外使用許可を引き続き 1 年以上受けている場合も含む。）。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、小田原市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 次の①から⑤に該当しないこと。
  - ① 小田原市暴力団排除条例（平成 23 年小田原市条例第 29 号。以下「市条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
  - ② 市条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等
  - ③ 市条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等
  - ④ 市条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
  - ⑤ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- (6) 個人の場合は小田原市に住所を有し、法人の場合は神奈川県内に本店（主たる事務所）、支店又は営業所を有すること。

- (7) 国税及び住民登録地又は本店所在地における市町村税又は特別区税の未納がないこと。

## 6 入札申込手続き

- (1) 申込受付期間

令和 7 年 1 月 25 日（木）から令和 8 年 1 月 28 日（水）まで（年末年始（1 月 28 日から 1 月 3 日まで）、土曜日、日曜日、祝日及び小田原市生涯学習センター本館の休館日（同年 1 月 26 日（月））を除く。）

※受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）です。

- (2) 受付場所

小田原市荻窪 300 番地

小田原市生涯学習センター本館 2 階受付

※直接書類を持参してください。郵送による受付は行っていません。

- (3) 提出書類

① 入札参加申込書（様式 1）

② 誓約書（様式 2）

③ 小田原市暴力団排除条例にかかる誓約書（様式 3）

④ 証明書

個人の場合・・・印鑑登録証明書、身分証明書

法人の場合・・・印鑑証明書、登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）

※発行後 3 箇月以内の本書を提出するものとします。（個人の身分証明書を除く）

⑤ 納税証明書

個人の場合・・・国税（申告所得税、消費税・地方消費税）、住民登録地の市税（市県民税）の納税証明書

法人の場合・・・国税（法人税、消費税・地方消費税）、本店（主たる事務所所在地の市税（法人市民税）の納税証明書

※非課税の税目がある場合は、非課税証明書を提出してください。

※発行後 3 箇月以内、最新年分の本書を提出するものとします。

⑥ 設置を予定している自動販売機の仕様がわかる書類（カタログでも可）

⑦ 入札保証金免除のための書類（詳細は別記【入札保証金】の項を参照）

- (4) 入札参加資格確認通知書の交付

（3）の書類を提出後、書類審査のうえ受付が完了しましたら、入札参加資格確認通知書が郵送されます。入札当日に必ず持参してください。

## 7 入札

- (1) 入札及び開札の日時

令和 8 年 2 月 16 日（月） 午前 10 時 30 分

※入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

(2) 入札及び開札の場所

小田原市荻窪300番地

小田原市生涯学習センター本館 4階 第4会議室

(3) 入札方法

① 入札金額は、1か月間（月額）の貸付料の金額（消費税を加算しない金額）を記載してください。

② 入札書には、入札金額のほか指定事項を記載し、記名押印してください。

③ 入札書の記載事項について訂正したときは、訂正印を押印してください。

※金額を訂正されたものは無効となりますので、新しい入札書に記載し直してください。

④ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は撤回をすることができないものとします。

⑤ 入札書は、入札者又はその代理人が持参してください。

※代理人が入札をする場合は、委任状（様式5）の提出が必要となります。

(4) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由があるとき又は入札者に不正があると認めるときは、入札期日を延期し、入札を拒み、又は入札を中止することがあります。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当すると認めた入札は、無効とします。

① 入札を行う資格のない者が入札したもの

② 所定の日時までに到着しないもの

③ 記名押印のないもの又は入札内容が明らかでないもの

④ 入札事項を表示せず、又は一定の金額をもつて価格を表示しないもの

⑤ 同一事項に対し、同時に2通以上の入札をしたもの

⑥ 不正な行為により入札をしたもの

⑦ その他、担当職員が特に指定した事項に違反したもの

(6) 入札時に持参する書類

① 入札参加資格確認通知書

② 委任状（様式5）※代理人が参加する場合のみ必要です。

③ 入札書（様式4）

④ 印鑑（入札者又は代理人のもの）

(7) 入札保証金

小田原市契約規則第8条により、現金等をもって見積金額（入札金額から算定される3年間の総額）の100分の5以上の額を入札保証金として市の指定する期日までに納付することとします。ただし、次の事項のいずれかに該当する場合は、契約書等その証明書類の提出をもって入札保証金については免除します。

- ① 令和 3 年 2 月 16 日以降において国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人を含む。）、小田原市又は他の地方公共団体と種類を同じくする契約（自動販売機設置場所の貸付契約）を締結し、その契約を誠実に履行したもの
- ② 小田原市の指名競争入札参加資格名簿に登載されているもの

## 8 落札

- (1) 有効な入札により、最高額で入札した者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格で入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合においてくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員がこれを行います。

## 9 契約の締結

- (1) 落札者は、令和 8 年 2 月 20 日（金）までに、小田原市と公有財産賃貸借契約書（様式 6）により契約を締結しなければなりません。
- (2) 契約の締結および履行に関する費用については、落札者の負担となります。
- (3) 契約金額は、[(落札価格 × 1.10 × 36 か月)] となります。
- (4) 本件契約締結までに、契約保証金として貸付額の 3 か月相当分 [落札額（月額）× 1.10 × 3 か月（1 円未満切上げ）] を納入していただきます。ただし、契約者が過去 5 年間に国（独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人を含む。）、小田原市又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、その契約を誠実に履行したものについて、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、この保証金を免除します。
- (5) 契約保証金は、本件契約期間満了後、貸付物件の原状回復を確認してから、落札者に還付いたします。
- (6) 契約期間中に会社の名称変更、合併などがあった場合も、契約内容を引き継ぐものとします。

## 10 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（物件所在地、落札金額、落札者）を小田原市ホームページにて公表します。

## 11 その他

- (1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 本入札案内書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、小田原市財産規則、小田原市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。

## 12 問い合わせ先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地  
小田原市生涯学習センター本館  
電話 0465-33-1881

※受付時間は年末年始（12月28日から1月3日まで）、土曜日、日曜日、祝日及び小田原市生涯学習センター本館の休館日（令和8年1月26日（月））を除いた平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

### 1.3 設置場所の概要

(物件番号 生1) 及び (物件番号 生2)

名称 (所在地)	小田原市生涯学習センター本館 (小田原市荻窪300番地)
開館日及び時間	開館日 毎月第4月曜日、年末年始を除く毎日(臨時休館あり) 時間 9時00分から21時30分まで(特別の場合を除く)
利用者数	令和7年度 71,099人(4月から11月までの9箇月) 令和6年度 103,659人 令和5年度 71,109人
入札対象となる場所にある自動販売機の状況	① 台数 2台 (生1:建物西面北側、生2:2階(ホワイエ)) ② 販売内容 缶・ペットボトル ③ 販売実績(数量) 令和7年度 生1 6,959本、生2 5,181本 (4月から11月までの9箇月) 令和6年度 生1 10,806本、生2 6,981本 令和5年度 生1 11,841本、生2 7,217本
施設内にある他の自動販売機の状況	なし

(物件番号 生3)

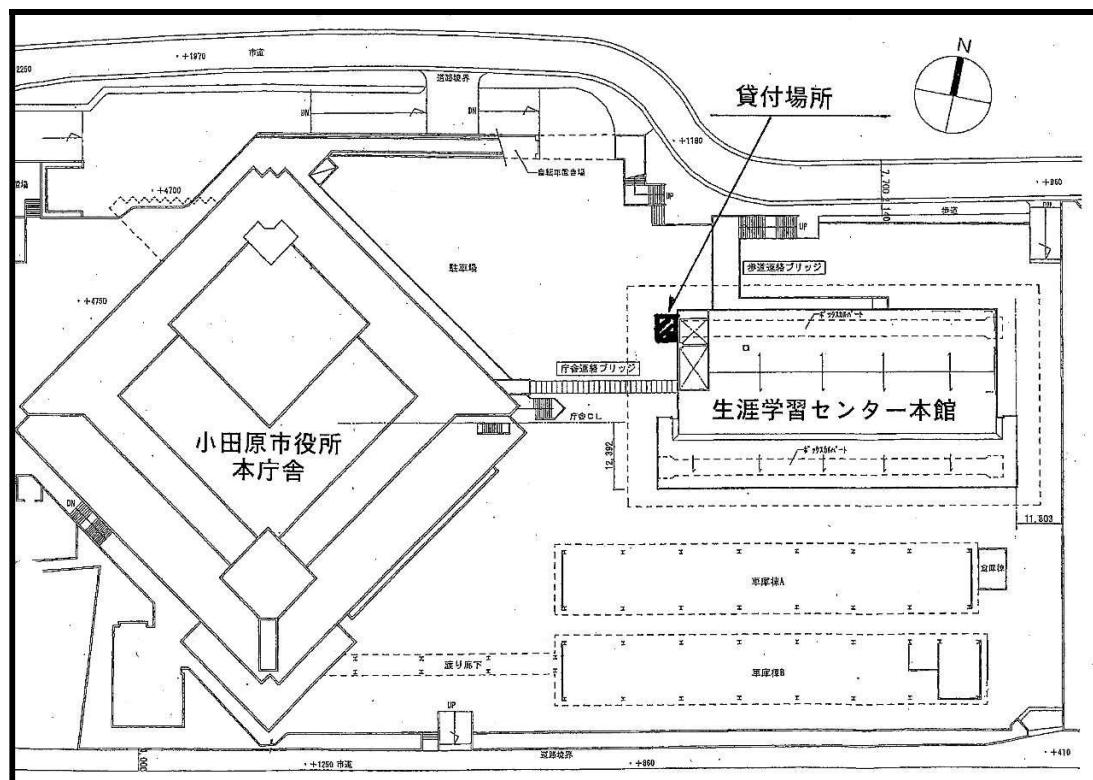
名称 (所在地)	小田原市郷土文化館分館松永記念館 (小田原市板橋946番地5)
開館日及び開館時間	開館日 年末年始を除く毎日(臨時休館あり) 開館時間 9時00分から17時00分まで(特別の場合を除く)
利用者数	令和7年度 12,599人(4月から11月までの9箇月) 令和6年度 19,770人 令和5年度 17,326人
入札対象となる場所にある自動販売機の状況	① 台数 1台 ② 販売内容 缶・ペットボトル ③ 販売実績(数量) 令和7年度 2,941本(4月から11月までの9箇月) 令和6年度 4,055本 令和5年度 4,017本
施設内にある他の自動販売機の状況	なし

(物件番号 生4)

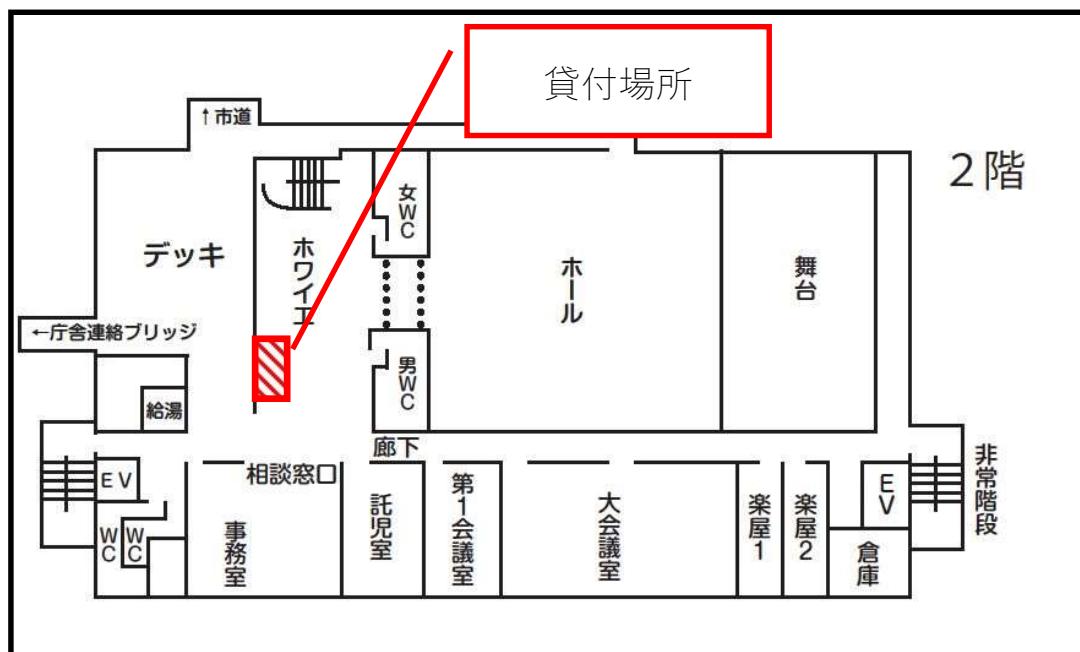
名称(所在地)	小田原市尊徳記念館 (小田原市栢山2065番地の1)
開館日及び時間	開館日 年末年始を除く毎日 時 間 展示室・図書室は午前9時から午後5時まで 視聴覚室・講堂等は午前9時から午後9時30分まで 宿泊の場合は午後1時から翌日の正午まで ※工事等による臨時休館の場合あり
利用者数	令和7年度 27,218人(4月から11月までの9箇月) 令和6年度 32,005人(1月から3月まで休館) 令和5年度 43,580人
入札対象となる場所にある自動販売機の状況	① 台数 1台(1階)(令和5年度まで2台設置) ② 販売内容 缶・ペットボトル ③ 販売実績(数量) 令和5年度 1階3,397本、2階663本、合計4,060本 令和4年度 1階2,956本、2階586本、合計3,542本 令和3年度 1階1,448本、2階310本、合計1,758本 (8月から3月までの8箇月) ④ その他 令和6年度以降、自動販売機の設置はありません。
施設内にある他の自動販売機の状況	なし

## 1.4 設置位置図

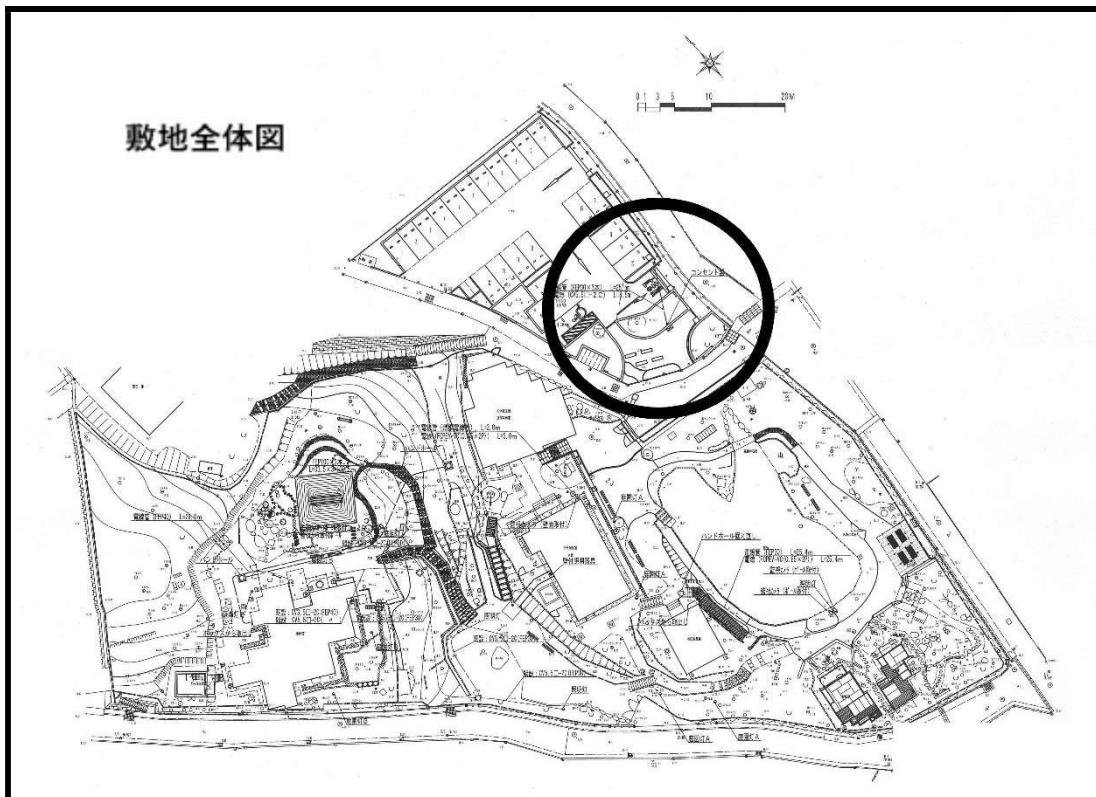
(物件番号 生1) 小田原市生涯学習センター本館 建物西面 北側



(物件番号 生2) 小田原市生涯学習センター本館 建物2階 (ホワイエ)



(物件番号 生3) 小田原市郷土文化館分館松永記念館 駐車場 通路部分



拡大図



(物件番号 生4)

小田原市尊徳記念館 建物1階



様式 1

## 入札参加申込書

令和 年 月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

申込人 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

印

自動販売機設置場所の貸付に係る入札案内書の内容を承知の上、下記貸付物件の一般競争入札に参加したいので、必要書類を添えて入札参加を申込みます。

また、小田原市のホームページに落札金額及び落札者を掲載することに同意します。

物件番号	名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
生 1	小田原市生涯学習センター本館	小田原市荻窪300番地	建物西面 北側	2. 0 m <sup>2</sup>	1 台
生 2	小田原市生涯学習センター本館	小田原市荻窪300番地	建物2階(ホワイエ)	1. 8 m <sup>2</sup>	1 台
生 3	小田原市郷土文化館分館松永記念館	小田原市板橋946番地5	駐車場 通路部分	1. 5 m <sup>2</sup>	1 台
生 4	小田原市尊徳記念館	小田原市栢山2065番地の1	建物1階	1. 5 m <sup>2</sup>	1 台

(裏面あり)

添付書類（提出する書類に○を付けること）

- ( ) ① 誓約書
- ( ) ② 小田原市暴力団排除条例にかかる誓約書
- ( ) ③ 印鑑登録証明書（個人）
- ( ) ④ 身分証明書（個人）
- ( ) ⑤ 印鑑証明書（法人）
- ( ) ⑥ 登記事項証明書等（法人）
- ( ) ⑦ 納税証明書
- ( ) ⑧ 自動販売機の仕様がわかる書類
- ( ) ⑨ 入札保証金免除のための書類

担当者氏名

電話番号

FAX 番号

メールアドレス

様式2

## 誓 約 書

令和 年 月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

誓約者	住所又は所在地
	氏名又は名称
	代表者名
	印

小田原市が行う自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

### 記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しておりません。
- 2 会社更生法第17条の規程に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法第21条の規程に基づく再生手続き開始の申立てはされておりません。
- 3 設置場所の状況、入札案内書及び仕様書の内容を承知したうえで参加します。

以上

## 小田原市暴力団排除条例にかかる誓約書

令和 年 月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

誓約者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

印

小田原市が行う自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札の参加申込みにあたり、次の事項について誓約します。

### 記

- 1 誓約者（法人の場合、法人及び役員）は、次の各号に掲げる者には該当しません。
  - (1) 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号。以下、「市条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団
  - (2) 市条例第2条第4号に規定する暴力団員等
  - (3) 市条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
  - (4) 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）
  - (5) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者
- 2 上記1に該当する者でないことを確認するため、小田原市から氏名（法人の場合は役員）、住所、生年月日、性別等の情報提供を求められたときには、それらの情報を証明する公的書類（住民票等）を添付の上、速やかに書面により提出します。また、小田原市がそれらの情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

以上

様式4

## 入札書

令和 年 月 日

小田原市長 加藤 憲一 様

申込人 住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

件名 自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札

入札金額		億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壹	△
											円

- (注) 1. 金額の数字はアラビア数字を使用し、頭に「金」または「¥」を記入すること。  
2. 記載する金額は、1か月(月額)の貸付料の金額で、消費税を加算しない金額を記入すること。

様式 5

## 委 任 状

小田原市長 加藤 憲一 様

私は、 ..... を代理人として次の事項を委任します。

### 委 任 事 項

.....自動販売機設置場所の貸付に係る一般競争入札に関する一切の権限.....

受 任 者 印

令和 年 月 日

委任者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者名

印

## 自動販売機設置場所の貸付に係る仕様書

### 1 貸付場所

物件番号	名称	所在地	貸付場所	貸付面積	設置台数
生 1	小田原市生涯学習センター本館	小田原市荻窪 300 番地	建物 西面 北側	2. 0 m <sup>2</sup>	1 台
生 2	小田原市生涯学習センター本館	小田原市荻窪 300 番地	建物 2階 (ホワイエ)	1. 8 m <sup>2</sup>	1 台
生 3	小田原市郷土文化館分館松永記念館	小田原市板橋 946 番地 5	駐車場 通路部分	1. 5 m <sup>2</sup>	1 台
生 4	小田原市尊徳記念館	小田原市柏山 2065 番地 の 1	建物 1階	1. 5 m <sup>2</sup>	1 台

### 2 貸付期間

令和8年(2026年)4月1日から令和 11 年(2029年)3月31日まで(3年間)

### 3 機器の規格及び条件

- (1) 「小田原市グリーン購入の推進に関する基本方針(令和4年 10 月 1 日策定)」及び「小田原市グリーン購入推進ガイドライン」の自動販売機設置に係る「判断の基準」に基づいた調達を実施すること。
- (2) 日本工業規格の据付基準や日本自動販売機工業会の「自販機据付基準マニュアル」を遵守し、転倒防止等の安全確保に努めること。
- (3) 現金のほかに、キャッシュレス決済に対応した自動販売機とすること。
- (4) 設置機器1台あたりの大きさについては、固定器具等を含め、次のとおりとする。

物件番号	貸付場所	設置機器の大きさ
生 1	小田原市生涯学習センター本館 建物西面 北側	幅 180 cm以内 × 奥行 100 cm以内 × 高さ 190 cm以内
生 2	小田原市生涯学習センター本館 建物 2階(ホワイエ)	幅 180 cm以内 × 奥行 100 cm以内 × 高さ 190 cm以内

物件番号	貸付場所	設置機器の大きさ
生3	小田原市郷土文化館分館 松永記念館 駐車場通路部分	幅 150 cm以内 × 奥行 100 cm以内 × 高さ 190 cm以内
生4	小田原市尊徳記念館 建物1階	幅 150 cm以内 × 奥行 100 cm以内 × 高さ 190 cm以内

#### 4 設置について

- (1) 本契約後の締結後、令和8年(2026年)4月15日(水)午前8時までに自動販売機の設置を完了させること。なお、設置にあたっては、小田原市の指示に従うものとする。
- (2) 自動販売機及び容器回収ボックスの設置にあたっては、施設の躯体に負担がかかるない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。

#### 5 売上状況等の報告

- (1) 本件賃貸借に係る物件番号ごとの自動販売機の売上状況について、毎年2月10日までに前年4月1日から1月31日までの各月の月別販売数及び売上金額を、毎年4月30日までに前年4月1日から3月31日までの各月の月別販売数及び売上金額を小田原市に報告すること。
- (2) 前記報告時とは別に、小田原市が物件番号ごとの指定期間の自動販売機の売上について問い合わせた場合には、その都度報告をすること。

#### 6 販売商品について

- (1) 販売品目は、清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。また、缶またはペットボトルなどの密閉式の容器とすること。
- (2) 一本あたりの価格については、市場から逸脱しない範囲で販売すること。

#### 7 維持管理

- (1) 商品の補充、金銭管理などの維持管理については、設置事業者が責任をもって行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- (3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅延なく手続きを行うこと。

## **8 設置に伴う事故等について**

- (1) 自動販売機設置に伴う事故については、小田原市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- (2) 自動販売機に係る盗難事故や破損事故に関しては、小田原市の責によることが明らかな場合を除き、小田原市は一切の責を負わないこととする。また、設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧すること。
- (3) 自動販売機の故障や問い合わせについては、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

## **9 費用負担について**

- (1) 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費(電力使用量計測用子メーター設置費用含む)及び維持管理等にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。
- (2) 物件番号生1、物件番号生2及び物件番号生4の光熱水費は、設置者の負担とし、計測用子メーターを設置し、それによる実費を小田原市が発行する納入通知書により、指定する納期限までに納付すること。
- (3) 物件番号 生3については、既設の電気供給設備(配線及びコンセント盤等)を、無償で使用できるものとする。**ただし、電柱からの引込、既設配線への接続及び電気量メーターの設置にかかる工事費等並びに電気供給契約にかかる電気料金を含む諸経費については、全て設置者の負担とする。**

## **10 原状復帰について**

設置事業者は、契約期間が満了したとき、または契約が解除されたときは、小田原市が指定する日までに速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を小田原市に請求することは出来ない。

## **11 貸付料の支払い**

- (1) 貸付料は、入札によって決定した月額に消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)相当を加算した月額に、貸付期間月数に応じて計算した年度ごとの貸付料を、契約書に記載された期限までに納入通知書により納付すること。
- (2) 貸付料の消費税相当分については、契約締結時点での税率によるものとする。契約期間中に消費税率の改定があった場合は、改定後の消費税率により算出した額とする。
- (3) 物件番号ごとの貸付料の内訳を、令和8年4月30日までに小田原市に提出する

こと。

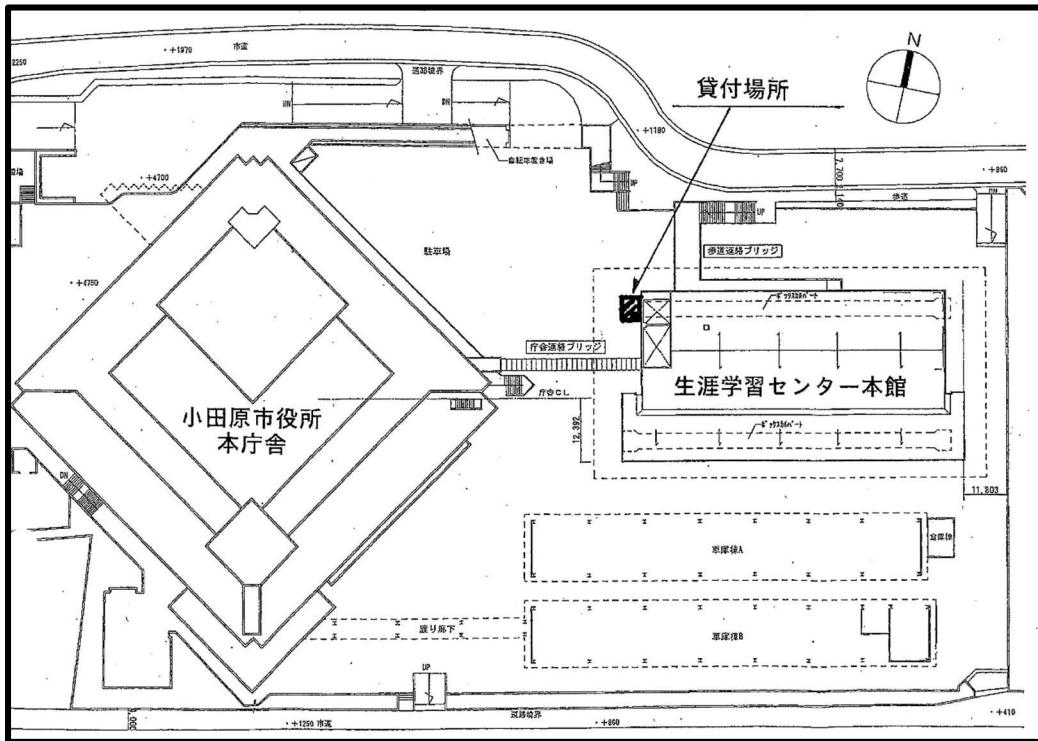
## 12 その他

事業の執行、施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖及び停電並びに電力会社による計画停電等による売上の減少については、小田原市は責を負わない。

### 13 自動販売機設置位置図

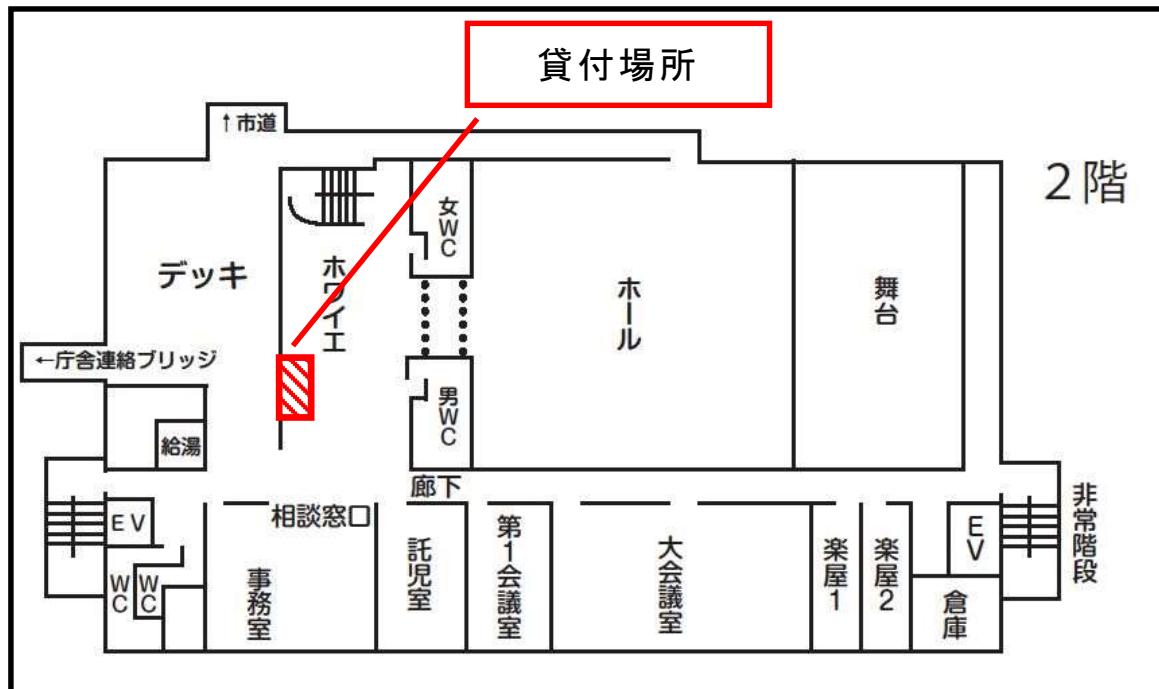
(物件番号 生1)

#### 小田原市生涯学習センター本館 建物西面 北側



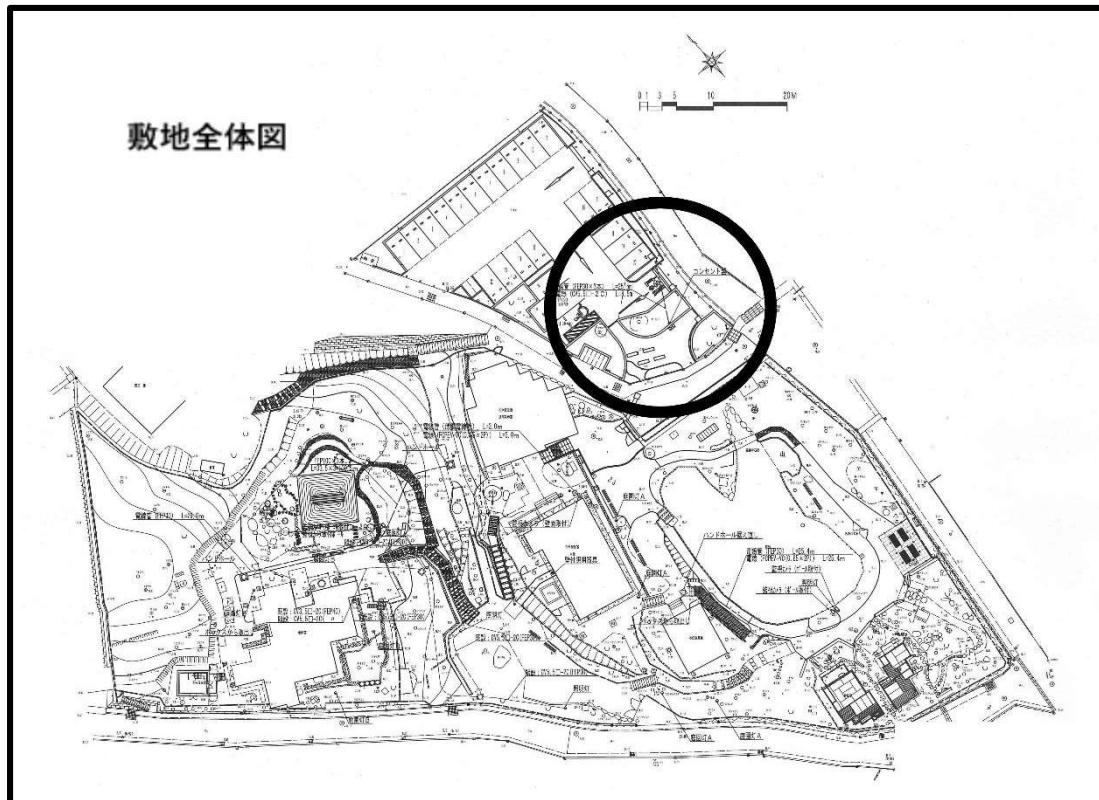
(物件番号 生2)

#### 小田原市生涯学習センター本館 建物2階（ホワイエ）



(物件番号 生3)

### 小田原市郷土文化館分館松永記念館 駐車場通路部分



### 拡大図



(物件番号 生4)

小田原市尊徳記念館 建物1階

